（関係資料１）

申請要件チェックリスト

該当する項目の欄に○を記入してください。すべての項目に○がない場合は、補助の対象となりません。

|  |  |
| --- | --- |
| チェック  項　　目 | 内　　　　　容 |
| **申請者について** | |
|  | 福岡県内を主な活動拠点として文化芸術活動を行う、県内に住所を有する個人又は県内に活動拠点を置く団体である。 |
|  | 以下（１）～（４）に該当しない。  （１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）  （２）暴対法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）  （３）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者  （４）特定の政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体 |
| **実施事業について** | |
|  | 音楽、演劇、舞踏、芸能などの実演を伴う有料公演（動画配信による公演を含む。）である。※実績報告の際に、写真、チラシ、チケットの写しなど、実演を伴う有料公演であることの根拠書類の提出が必要になります。 |
|  | 十分な新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を実施して開催する事業である。※実績報告の際に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策実施状況報告書により、写真で実施状況の確認を行います。 |
|  | 以下（１）～（８）に該当する事業ではない。  （１）美術、写真、茶道・華道、及び映画・アニメーションの上映会等、舞台  実演を伴わない文化事業  （２）ワークショップ等、講座に類する事業  （３）式典、会社説明会、学会等の講演会・集会に類する事業  （４）特定の政治活動又は宗教活動を主たる目的とする事業  （５）自治会、大学、学校等のクラブ・サークル活動、学校教育に関する事業  （６）教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等の発表会、その他特定の会員のみに限定される事業  （７）寄付行為等を行ういわゆるチャリティーを目的とする事業  （８）公演中に飲食及び接待が行われる事業  （８）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事業 |
| **公演実施施設について** | |
|  | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第３号に規定される「性風俗関連特殊営業」ではない。 |
|  | 福岡県内のホール、劇場で、興行法による許可を受けた施設（映画館、スポーツ施設、その他見せ物を除く。）である。 |
|  | 収容人数が概ね１００人以上の施設である。 |
|  | 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分になされている施設である。 |
| **その他** | |
|  | 本補助のほかに、施設の使用料（設備使用料や冷暖房費などは除く。）について、国及び地方公共団体から補助を受けていない。 |